主文

原決定を取消す。

理由

本件抗告理由は別紙「抗告の理由」記載のとおりである。

よつて按ずるに、申請人A、被申請人B間の甲府地方裁判所昭和三二年(ヨ)第一七号仮処分申請事件について、同裁判所は、昭和三二年二月一八日「Bは抗告会社の取締役兼代表取締役の職務を執行してはならない。右職務執行停止期間中甲府市 a 町 b 番地弁護士 C に抗告会社の取締役兼代表取締役の職務を執行させる。」との仮処分決定をなし、更に昭和三二年五月七日「抗告会社が職務代行者 C に対し支払うべき報酬額を金六万円とする。」との決定をなしたことは、本件記録に徴し明らかなところである。

ところで、右のように仮処分により選任された取締役職務代行者の報酬につき何人がその支払義務を負担す〈要旨〉べきかは、特別規定がないため問題とされているところであるが、凡そ代行者の職務執行はひつきょう仮処分〈/要旨〉決定の執行きならないし、従つてその報酬も仮処分の執行費用たる性質をもつものと解するであるから、民事訴訟法第五五四条により原則として仮処分債務者の負担たるであるから、民事訴訟法第五五四条により原則として仮処分債務者の負担たるであるいければならない。代行者の執行する職務はして仮処分の執行費はの対しての対して、これに対する不服申立は民事訴訟法第五五八条にというべきである。而して、これに対する不服申立は民事訴訟法第五五八条にというべきである。而して、これに対する不服申立は民事訴訟法第五五八条にというべきである。本件抗告状は普通抗告の方法によってはいるけられるがら、本件抗告は適法な即時抗告としての対力あるものと認めるべきである。

よつて原決定を取消すべきものとし、主文のとおり決定する。 (裁判長判事 角村克己 判事 菊池庚子三 判事 吉田豊)